八の七	（略）
八の八・八の九	（略）
九～五十九の八	（略）
五十九の九	（略）
五十九の十	セミプリマブ及びその製剤
五十九の十一	（略）
五十九の十二～五十九の十九	（略）
六十～六十二の二十五	（略）
六十二の二十六	（略）
六十二の二十七	トラロキヌマブ及びその製剤
六十二の二十八	（略）
六十二の二十九	（略）
六十三～六十九の二	（略）
六十九の三	（略）
六十九の四	トレメリムマブ及びその製剤
六十九の五	（略）

八の六	三―イソブチリル―二―イソプロピルピラゾロ［一・五―a］ピリジン（別名イブジラスト）及びその製剤。ただし、一個中三―イソブチリル―二―イソプロピルピラゾロ［一・五―a］ピリジン一〇mg以下を含有する内用剤及び三―イソブチリル―二―イソプロピルピラゾロ［一・五―a］ピリジンとして〇・〇一％以下を含有する点眼剤を除く。
八の七・八の八	（略）
九～五十九の八	（略）
五十九の九	セマグルチド及びその製剤（新設）
五十九の十	セルトリズマブ　ペゴル及びその製剤
五十九の十一～五十九の十八	（略）
六十～六十二の二十五	（略）
六十二の二十六	トラフエルミン及びその製剤。ただし、トラフエルミン一・四一mg以下を含有する外用剤を除く。（新設）
六十二の二十七	四・四′―［（一Ｈ―一・二・四―トリアゾール―一―イル）メチレン］ジベンゾニトリル（別名レトロゾール）及びその製剤
六十二の二十八	（略）
六十三～六十九の二	（略）
六十九の三	トルバプタンリン酸エステル、その塩類及びそれらの製剤（新設）
六十九の四	（一Ｓ・三Ｓ・五Ｒ）―三―トロポイルオキシ―八―イソプロピルトロパニウムブロミド（別名臭化イプラトロピウム）及びその製剤。ただし、一容器中（一Ｓ・三Ｓ・五Ｒ）―三―トロポイルオキシ―八―イソプロピルトロパニウムブロミド五・二三六mg以下を含有する吸入剤を除く。
六十九の五～六十九の十九	（略）
七十～百十の二十二	（略）
百十の二十三	（略）

百十の二十四	㈱―二―［（一―ベンジルピペリジン―四―イル）メチル］―五・六―ジメトキシインダン―一―オン（別名ドネペジル）又はその塩類の製剤であつて、次に掲げるもの。
(1)・(2)	（略）
(3)	（略）
(4)	一枚中㈱―二―［（一―ベンジルピペリジン―四―イル）メチル］―五・六―ジメトキシインダン―一―オンとして五五mg以下を含有する貼付剤
百十の二十五～百十六の二	（略）
百十七	（略）
百十七の二	ホスタマチニブ、その塩類及びそれらの製剤
百十七の三	（略）
百十七の四～百十七の六	（略）
百十八～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百二十一	（略）
百二十二	（略）
百二十三	セミプリマブ及びその製剤
百二十四	（略）
百二十五～百五十	（略）

六十九の五～六十九の十八	（略）
七十～百十の二十二	（略）
百十の二十三	（三Ｒ）―三―ベンジル―Ｎ・Ｎ′・Ｎ―トリメチル―一―（二―メチルアラニル―Ｄ―トリプトフィル）ピペリジン―三―カルボヒドラジド（別名アナモレリン）、その塩類及びそれらの製剤
百十の二十四	㈱―二―［（一―ベンジルピペリジン―四―イル）メチル］―五・六―ジメトキシインダン―一―オン（別名ドネペジル）又はその塩類の製剤であつて次に掲げるもの。
(1)・(2)	（略）
(3)	㈱―二―［（一―ベンジルピペリジン―四―イル）メチル］―五・六―ジメトキシインダン―一―オンとして〇・九一二％以下を含有するシロップ剤（新設）
百十の二十五～百十六の二	（略）
百十七	抱水クロラール（新設）
百十七の二	ホスネツピタント、その塩類及びそれらの製剤
百十七の三～百十七の五	（略）
百十八～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品	
一～百二十一	（略）
百二十二	セツキシマブ　サロタロカンナトリウム及びその製剤（新設）
百二十三	セルペルカチニブ及びその製剤
百二十四～百四十九	（略）